

令和 年 月 日

佐賀市長 様

【循環型社会推進課長（佐賀市清掃工場）宛】

公共事業で発生する草類等の佐賀市清掃工場への搬入許可申請書

標記の件について、下記のとおり許可申請します。なお、搬入については、裏書「草類等の搬入許可条件について」を遵守します。

記

1. 事業名称 :
2. 搬入期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3. 搬入物 : 草 類 ・ 剪定くず
4. 搬入予定量 : 合計 kg (4 t ダンプ 台程度)
※1日の搬入台数は5台程度までとします
5. 搬入車両 :
(2～4 t まで)
6. 搬入物発生場所 :
(地図添付)
7. 搬入経路 :
(地図添付)
8. 搬入計画 :
(工程表添付)
9. 焼却処理理由 :

搬入者 : 住 所
会 社 名
担当者名
連絡先

管理者 : 住 所
会 社 名
担当者名
連絡先

草類等の搬入許可条件について

記

1. 搬入に際しては、市職員の指示に従うこと。
2. 受入を許可する搬入物は、佐賀市内で発生した刈草に限る。
3. 1日当りの搬入量は搬入車両5台分程度とし、これを超えないように調整すること。
4. 刈草は、乾燥させ土砂等の異物が混入しないよう十分注意を払い、運搬時は飛散防止に努めること。(水が滴る状態のものは搬入不可)
注) 乾燥させた刈草を圧縮するなど成型した状態での搬入はできない。
(完全に焼却できないため焼却炉運転に支障をきたすため。)
5. 剪定くずは、長さが1 m以内、直径10 cm以内となるよう搬入前に処理すること。
6. 佐賀市が規定する事業系搬入物の処理手数料を負担すること。
800 円/50kg まで、1200 円/50kg から 100kg まで (以降 600 円/50kg 毎)
※搬入車両は 2 t～4 t、高さ 3.5 m以内、長さ 6 m以内に限る。
7. 処理手数料は、搬入時に即納すること。
8. 搬入を許可する日時は、月曜、火曜、木曜及び金曜の 8 時 30 分から 11 時 30 分、13 時 00 分から 16 時 30 分までとする。ただし、祝日および年末年始は不可とする。
※上記時間前に受付レーンにならないこと。(それまでは駐車場待機)
注) 計量カード交付事業者は、上記時間を 9 時 00 分から 11 時 30 分、13 時 30 分から 16 時 00 分までとする。
9. 搬入に際しては、受付印押印済みの表書「公共事業で発生する草類等の佐賀市清掃工場への搬入許可申請書」の写しを提示すること。
10. ピット内で作業する場合はヘルメットを着用し、飛散した草類等の清掃を行うこと。

※以下の場合、今後の搬入を認めない場合がある。

- (1) 上記の事項に違反した場合。
- (2) 通常の廃棄物処理に支障が生じる恐れがある場合。

〒849-0917

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地

佐賀市循環型社会推進課 施設管理係

電 話 0952-30-2430

FAX 0952-30-2494

E-mail: junkan@city.saga.lg.jp